

まちづくり環境委員会
令和4年5月13日
まちづくり推進部 資料31番
所管 建築調整課

管理不全な空家等における相続財産管理人制度の活用について

所有者が不明な管理不全な空家に対し、空家問題の解決を図るため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条に基づき相続財産管理人を申し立てたので、下記のとおり報告する。

記

1 経過

- 令和2年2月4日 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく立入り調査
- 令和2年2月27日 空家等対策審議会に報告（特定空家等に該当せず）
- 令和3年12月14日 東京家庭裁判所に相続財産管理人の申立て
- 令和4年1月7日 東京家庭裁判所に予納金支払（100万円）
- 令和4年1月19日 相続財産管理人選任
- 令和4年3月31日 土地建物売却契約締結
- 令和4年4月22日 土地建物引渡し
- 令和4年4月25日 樹木伐採着手

2 今後の予定

- 令和4年6月中旬 解体作業終了予定

3 情報公開

大田区情報公開条例第9条第2項の規定に基づき、空家等の所有者等に係る情報の開示は行わない。

4 その他

東京家庭裁判所に支払った予納金については、財産の残余金が生じれば返還される。

【所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条】

地方公共団体の長は、所有者不明土地について、その適切な管理のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第952条の規定による相続財産の選任を請求することができる。

【相続財産管理人制度】民法第951条～959条

相続人があることが明らかでないときに、相続財産を法人とし、家庭裁判所が相続財産法人の代表者である管理人を選任した後、管理人が相続人を捜索しつつ相続財産を管理・清算し、もし相続人が現れない場合には、清算後、残余財産があれば特別縁故者に分与するなどして、最終的には国庫に引き継ぐための制度。